スクールロイヤー制度に係る事業改善に向けたアンケート結果

調査目的	スクールロイヤー制度の活用状況を把握し、より活用しやすい仕組みとなるよう制度の改善に向けた検討に資するため。
調査対象	(1) 道立学校 (2) 市町村立学校（札幌市立を除く。） (3) 市町村教育委員会（札幌市を除く。）
回答者数	(1) 道立学校　197 / 287校　回答率　68.6% (2) 市町村立学校　585 / 1,195校　回答率　49.0% (3) 市町村教育委員会　102 / 178市町村　回答率　57.3%
実施期間	令和６年７月18日（木）から８月９日（金）

スクールロイヤーによる法務相談をこれまでに活用したことはありますか。

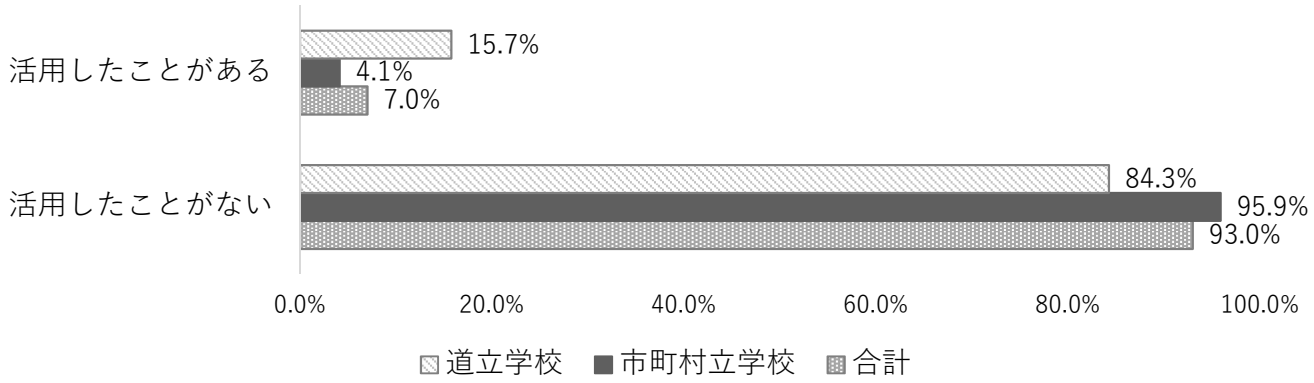

○「活用したことがある」と回答した学校は、全体の7.0%となった。

R３～R５年度の
相談実施 実学校数　72校
※ 学校全体の　4.9%

法務相談を活用したことにより、どのような効果がありましたか。（複数選択）

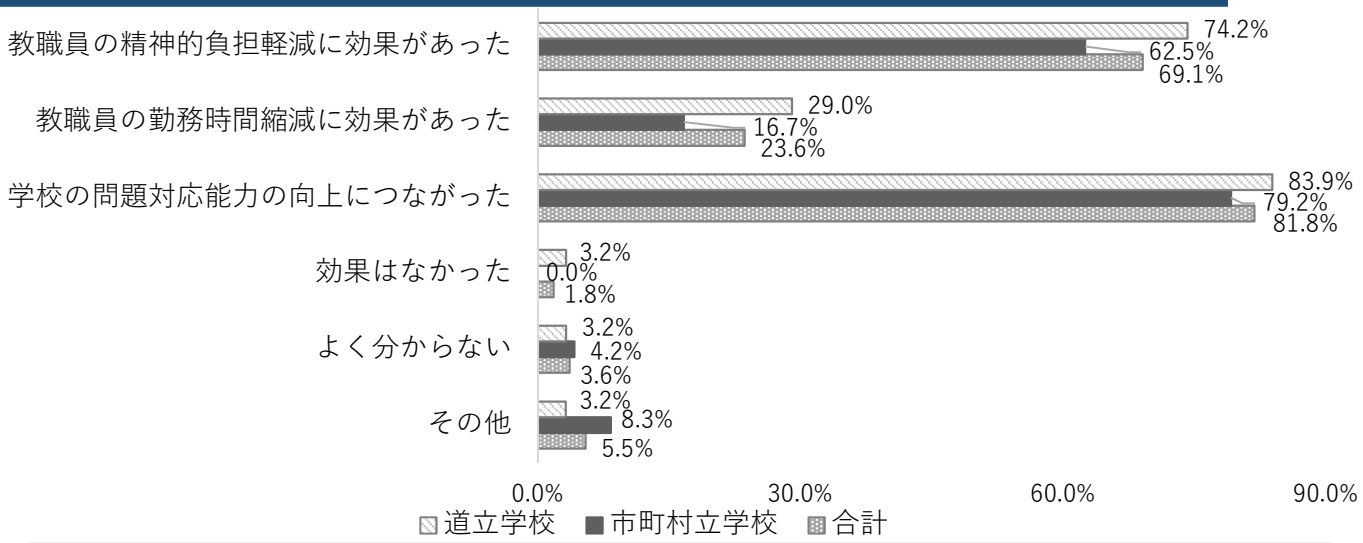

○ 「学校の問題対応能力の向上につながった」と回答した学校は81.8%と最も多く、教職員の精神的負担軽減に効果があった」と回答した学校は69.1%と、活用による一定の効果は見られるが、「教職員の勤務時間縮減に効果があった」と回答した割合は23.6%に留まった。

法務相談を活用していない理由は何ですか。（複数選択）

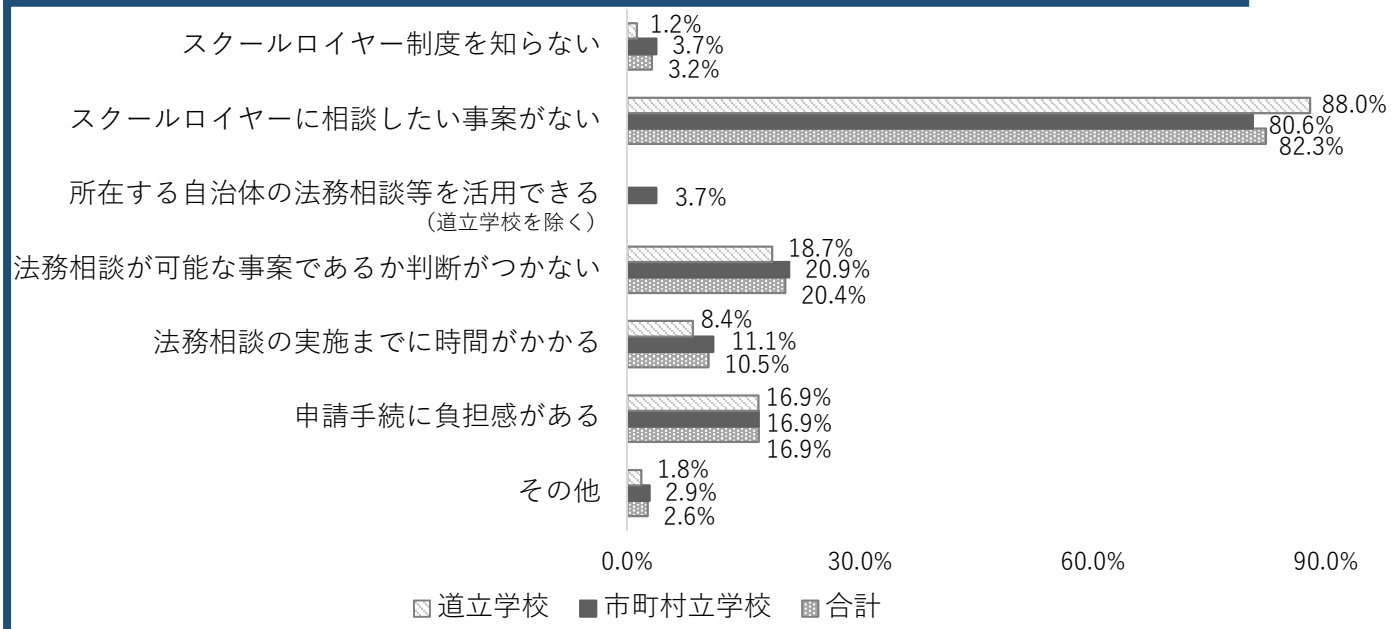

○スクールロイヤー制度の周知は進んでいる一方、「法務相談が可能な事案であるか判断がつかない」、「申請手続に負担感がある」と回答した学校がそれぞれ20%程度となっており、相談を躊躇する学校が一定程度見られる。

制度改善に向けての主な意見（自由記述）

活用したことがある

◆１つの事案に３回までとなっている回数制限をなくしてほしい。
◆申請手続きを行う際に、校内的な資料を第三者が見ても分かるようにするため、準備に時間がかかることが課題。
◆相談後の報告書の作成があり、解決するまで報告が大変だった。
◆助言のみにとどまらず、スクールロイヤー自身が直接解決に携わってもらえるとありがたい。

活用したことがない

◆どのような事案であれば相談が可能か判断に迷ってしまう。
◆スクールロイヤーの活用や、法務相談となると、とても重大な事件を扱うかのように感じてしまう。
◆申請手続や報告などの業務に時間がかかるのではといった不安がある。
◆現行の制度では、事案に対しての相談のみであり、相手側との交渉等の代理などには活用できないため、制度を活用する効果が薄いと感じる。

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

本制度をより利用しやすくするため、皆さまからいただいたご意見を参考にしながら、改善を図ってまいります。制度に関してご不明な点や申請に際して判断に迷われる場合などは、お気軽にお問合せください。

問合せはこちらまで

問合先 北海道教育庁学校教育局教職員課
働き方改革係

電　話 011-206-6804（直通）

E-mail kyoiku.kyoshoku1@pref.hokkaido.lg.jp